

第69期定時株主総会招集ご通知への記載を省略した事項 (電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面交付請求による 交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用
状況の概要
会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

前澤給装工業株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および従業員等がコンプライアンス・プログラムを実践する。
- (b) コンプライアンス・プログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。
- (c) コンプライアンス・プログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

- (d) コンプライアンスを統括・管理する部署は、当社グループのコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (a) 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下、「文書等」という。）に記録、保存し管理する。
- (b) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 情報資産管理規程において取締役および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。

- (b) リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
- (c) 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- (d) リスクを統括・管理する部署は、当社グループのリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、取締役および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、本部担当取締役および各部署長はその目標達成のために各本部目標（本部方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- (b) 内部牽制機能を確立するため、各本部の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。
- (c) 情報システムの利用を通じて、当社グループの取締役および従業員等の適切な情報伝達と意思疎通を推進する。

ホ. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社子会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査部署による監査（または監査役監査）を受入れ、その報告を行う。
- (b) 子会社管理を統括する部署は、当社子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- (c) 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって当社グループの財務報告に係る信頼性を確保する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (a) 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くものとする。また、補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

- (b) 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

ト. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、所管部署を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
- (b) 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。
- (c) 当該報告を行った者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役および従業員等は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (b) 代表取締役は、定期的に監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。
- (c) 監査役の職務の執行について生じる費用の処理は、監査役の請求に従い、速やかに行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

イ. コンプライアンスに関する状況

コンプライアンス推進委員会が策定したコンプライアンス・プログラムに従い、子会社を含む各部署のコンプライアンス推進委員会を中心とした研修や各種ツールを活用した社員教育等を実施しております。また、内部通報制度の社内規程に従った適正な運用、反社会的勢力排除のための不当要求防止責任者の管理などの取組みを行っております。なお、その結果につきましては取締役会へ報告しております。

ロ. リスク管理に関する状況

事業企画部が中心となり、リスクマネジメント基本規程に従い、新たなリスクの洗い出し、抽出されたリスクへの対策およびその進捗について定期的

に把握・検証し、必要に応じて是正するなどの対応を行っております。また、その状況を取締役会へ報告しております。

ハ. 内部監査および監査役監査の状況

内部監査は、各本部から独立した監査室が担当しており、各本部の業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を、子会社を含め定期的を実施しております。監査室は、監査結果により改善すべき点があれば、被監査部署へ改善状況の報告を求めるなど、内部管理体制の継続的な向上に資する役割を果たすとともに、監査役および会計監査人との相互連携に努め、情報交換等を通じて監査の効率性を高めております。

監査役監査は、監査役会が定めた基準に拠り、各監査役が実施しております。また、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席の他、取締役、会計監査人および監査室と定期的に面談または情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備・運用状況等の確認を行っております。

会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大量買付行為およびこれに類似する行為があった場合でも、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えておりますので、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものもないとは言えません。そして、当社は、このような不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、

イ. 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

ロ. 独自の生産管理システム

ハ. 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

ニ. 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

ならびに事業の担い手を構成する全体としての従業員により生み出されるものであり、仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成する様々な要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、2013年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

イ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社はこれまで、給水装置のトップメーカーとして、生活に欠かすことができない「水」の安定供給に努め、更にその培った技術をもとに、住宅・建築設備事業へと領域を広げてまいりました。この2つの事業をさらに成長させて、将来ビジョン（あるべき姿）として、「安全な水の安定供給」と「快適な住空間」を支える企業として、将来にわたり、すべての人々が安心して暮らせる社会の実現に貢献し、広く社会から必要とされる存在であり続けることを実現するため、2022年5月13日に「中期経営計画2024」を策定し、公表いたしました。その概要は、以下のとおりです。

(a) 事業ポートフォリオ・マネジメントの推進

給水装置事業においては、「新水道ビジョン」が目指す「強靱」「持続」「安全」の観点から、災害リスクを回避・低減する「耐震化」製品のニーズが高まっており、時代の変化を見据えた技術開発をさらに進め、あらたな付加価値を早く捉えて、成長させてまいります。

また、住宅・建築設備事業においては、各地域の顧客基盤を活かした営業活動を強化するとともに、製品ラインアップの充実を図っており、既存製品を活かした空調設備分野（非住宅分野）への展開、あわせて買収した床暖房事業とのシナジーを確実に実現することによって、将来に亘り、成長を牽引させてまいります。

(b) サステナビリティ経営の実現

当社が将来にわたり、社会から認められる企業価値を維持・向上させていくために、以下の重要課題（マテリアリティ）を特定し、確実にその課題に取り組んでまいります。

・ 社会との共生

（取り組み課題）持続可能な暮らしの基盤づくり・安全・安心な製品の安定供給

・ 環境との調和

（取り組み課題）CO2 排出削減・産廃物の削減・環境配慮型製品の開発

・ 人財の尊重

（取り組み課題）健康経営（労働安全衛生）の推進・働きがいのある職場環境の整備・多様な人財の育成

・ 責任ある行動

（取り組み課題）ガバナンスの強化・コンプライアンスの徹底

(c) 配当政策の基本方針

当社は、事業成長と業績向上を通じて、株主の皆様に対する利益還元と、多様なステークホルダーへの貢献を両立してまいります。具体的には、各事業年度の財政状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、事業成長や地球環境の保全を図るための投資などにも考慮し、利益還元を行うことを基本方針といたします。

配当につきましては、連結配当性向50%を目安とし、あわせて安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向等に鑑みて、機動的に自己株式取得等を実施してまいります。

ロ、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年6月25日開催の当社第53期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を株主の皆様にご承認いただきました。その後、継続する旨の承認決議を重ね、直近では2023年6月28日開催の当社第67期定時株主総会において、それまでの買収防衛策の一部変更を行ったうえで継続することにつきましても株主の皆様のご承認をいただいております（以下、新たに継続する買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

ハ、本プランの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは2008年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、および、東京証券取引所が2015年6月1日より適用している「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1－5 いわゆる買収防衛策」の内容も勘案しております。

- (b) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有する可否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合において、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると認めたときは、本プランによる対抗措置の実施の是非について、必ず株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することとしております。

それ以外の場合でも、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様へ示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外有識者により構成されます。

本プランにおける対抗措置の発動にあたっては、独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができるとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期为1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<https://www.qso.co.jp/corporate/baisyu.html>) に掲載しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,358	3,909	29,600	△312	36,556
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△907		△907
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,379		2,379
自 己 株 式 の 取 得				△655	△655
自 己 株 式 の 処 分		4		24	29
連結子会社の売却による 持 分 の 増 減		△198			△198
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△193	1,471	△631	647
当連結会計年度末残高	3,358	3,715	31,072	△943	37,203

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	2,229	281	△28	2,483	39,039
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△907
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,379
自 己 株 式 の 取 得					△655
自 己 株 式 の 処 分					29
連結子会社の売却による 持 分 の 増 減		198		198	－
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	112	△480	237	△130	△130
当連結会計年度変動額合計	112	△281	237	67	714
当連結会計年度末残高	2,341	－	209	2,550	39,754

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 QSOインダストリアル株式会社
前澤給装（南昌）有限公司については、2025年1月1日付で全持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・ 該当会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

- ・ 該当会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

QSOインダストリアル株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法

ハ、棚卸資産

・商品、製品、原材料

主として月別総平均法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

・仕掛品

主としてロット単位の個別法に基づく原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産

(当社及び国内連結子会社)

建物及び構築物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ロ、無形固定資産

(当社及び国内連結子会社)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

(在外連結子会社)

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

ハ、役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、給水装置製品及び住宅・建築設備製品の製造・販売、当該製品に関連した仕入れ商品の販売を主な事業としており、顧客との間に締結した販売契約に基づき、製品及び商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品及び商品を顧客に引き渡した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。なお、製品及び商品の出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。取引価格は、期間、対象品目、購入量等を定めた契約条件に基づくリベートや売上割引、販売手数料等の変動対価を考慮して算定しています。また、変動対価については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しており、当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件に基づき算出しております。

有償支給取引について、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、10年間にわたる均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ、退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

営業循環過程から外れた棚卸資産の収益性低下の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
商品及び製品	7,016
仕掛品	82
原材料及び貯蔵品	1,263

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業循環過程から外れた棚卸資産については、合理的に算定された価額によることが困難なため、正味売却価額まで切下げの方法に代えて、帳簿価額を処分見込価額まで切下げの方法により計上しております。

棚卸資産は、販売部署単位で管理を行っており、当該地域の水道事業体、工事物件で仕様・設計変更が生じた場合、販売機会が減少する可能性があります。一方で、当該棚卸資産は、他の地域等において販売が可能なものや、製品内の部品を取外して他の製品に組替えて使用することが可能であるため、一時的な販売機会の減少があっても、一定期間保管し、販売統括部署の調整により、他の地域等の需要を捕捉して販売につなげております。ただし、上記の調整期間を超えて、販売機会が生じない棚卸資産については、収益性の低下の事実を適切に反映するため、当該棚卸資産の金額から直近のスクラップ評価額を控除した金額を棚卸資産評価損とし、営業循環過程から外れた棚卸資産の帳簿価額を算定しております。

当社グループは、棚卸資産の評価額を算定するための見積りを判断する主な仮定に用いた基準は合理的なものであると考えておりますが、市場の変化や、予測できない経済およびビジネス上の前提条件の変化によって状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の棚卸資産の評価額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

16,899百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	21,500千株	－千株	－千株	21,500千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	291千株	490千株	20千株	762千株

(注) 自己株式の数の増加及び減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得490千株、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分20千株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月26日開催の第68期定時株主総会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	466百万円
・ 1株当たり配当額	22円
・ 基準日	2024年3月31日
・ 効力発生日	2024年6月27日

ロ. 2024年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・ 配当金の総額	441百万円
・ 1株当たり配当額	21円
・ 基準日	2024年9月30日
・ 効力発生日	2024年12月5日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
2025年6月26日開催の第69期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	746百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	36円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切に与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を取締役会に報告し、検討されております。

買掛金及び電子記録債務は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）を参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,200	1,179	△20
② その他有価証券	4,537	4,537	－
資産計	5,737	5,717	△20

（注1）「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「その他流動負債（未払金）」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	75

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	4,537	－	－	4,537
資産計	4,537	－	－	4,537

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	－	1,179	－	1,179
資産計	－	1,179	－	1,179

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	給水装置 事業	住宅・建築 設備事業	商品販売 事業	
北海道	655	694	228	1,578
東北	1,640	626	401	2,668
関東	6,973	6,931	1,083	14,988
中部	2,810	863	499	4,173
近畿	2,000	2,133	43	4,178
中国・四国	1,474	340	197	2,012
九州	1,515	726	115	2,358
外部顧客 への売上高	17,070	12,316	2,570	31,957

(注) 営業拠点の所在地を基準に集計しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社の売上構成は、給水装置製品、住宅・建築設備製品、商品販売で成り立っていることから、「給水装置事業」、「住宅・建築設備事業」および「商品販売事業」を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品の出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。また、取引価格は、期間、対象品目、購入量等を定めた契約条件に基づくリポートや売上割引、販売手数料等の変動対価を考慮して算定しています。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に取引価格の変動）の額に重要性はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,917円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 113円58銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2025年4月1日を効力発生日として当社の完全子会社であるQ S Oインダストリアル株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当社は、住宅・建築設備事業の拡大を目指し、1997年3月に、同事業分野の販売にノウハウを持つ藤伸商事株式会社（現Q S Oインダストリアル株式会社）に出資しました。その後、当社におきましては同事業を順調に拡大させることとなりましたが、現段階におきましてはQ S Oインダストリアル株式会社と販売チャネルを含む事業全般において、重複している部分が多く、事業の効率化を目指すことを目的として、吸収合併いたしました。

(2) 合併の要旨

① 合併の日程

合併承認取締役会（前澤給装工業株式会社）	2024年12月20日
合併契約締結日	2024年12月20日
合併予定日（効力発生日）	2025年4月1日

なお、本吸収合併は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であり、Q S Oインダストリアル株式会社においては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併であるため、それぞれ合併契約承認に関する株主総会は開催しておりません。

② 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、Q S Oインダストリアル株式会社は解散いたしました。

③ 合併に係る割当ての内容

本合併による新株式の発行及び金銭等の交付はありません。

④ 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(3) 合併当事会社の概要

	存続会社	消滅会社
① 名称	前澤給装工業株式会社	Q S O イ ン ダ ス ト リ ア ル 株式会社
② 本店所在地	東京都目黒区鷹番二丁目14番4号	神奈川県横浜市港北区綱島東五丁目8番30号
③ 代表者	代表取締役社長 杉本 博司	代表取締役社長 堀 俊也
④ 事業内容	水道用給水装置機材器具の製造・販売	給水給湯配管部材販売、配管工事請負
⑤ 資本金 (2025年3月31日現在)	3,358百万円	11百万円
⑥ 設立年月日	1957年1月23日	1978年6月12日
⑦ 発行済株式総数 (2025年3月31日現在)	21,500,000株	22,500株
⑧ 決算期	3月31日	3月31日
⑨ 大株主及び持株比率 (2025年3月31日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 9.04% 前澤工業株式会社 6.02% 前澤化成工業株式会社 6.02% THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841 5.11% 日本生命保険相互会社 3.53%	前澤給装工業株式会社 100.00%

⑩ 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	2025年3月期（連結）	2025年3月期
純資産	39,754百万円	544百万円
総資産	45,998百万円	570百万円
1株当たり純資産	1,917.02円	24,191.87円
売上高	31,957百万円	190百万円
営業利益	3,046百万円	△82百万円
経常利益	3,184百万円	△11百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純利益	2,379百万円	△13百万円
1株当たり当期純利益	113.58円	△618.27円

(4) 合併後の状況

本合併による当社の名称、本店所在地、代表者、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

(5) 今後の見通し

2026年3月期第1四半期の個別決算において、特別利益約5億43百万円計上する見込みです。

9. その他の注記

（子会社出資持分の譲渡）

当社は、2025年1月1日付で海外連結子会社である前澤給装（南昌）有限公司の全持分を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

（1）出資持分譲渡の概要

① 譲渡先の名称

広州洪興投資有限公司

② 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 前澤給装（南昌）有限公司

事業の内容 水道用給水装置の製造

③ 出資持分譲渡の理由

当社連結子会社である前澤給装（南昌）有限公司は、2002年より中国江西省南昌市にて当社向けの給水装置製品を製造してまいりましたが、当社グループにおける経営資源の選択と集中を目的として、前澤給装（南昌）有限公司の全出資持分を譲渡いたしました。

- ④ 出資持分譲渡日
2025年1月1日

- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金とする出資持分譲渡
譲渡前の出資持分比率 100.0%
譲渡した出資持分比率 100.0%
譲渡後の出資持分比率 0.0%

(2) 実施した会計処理の概要

- ① 譲渡損益の金額
関係会社出資金売却益 187百万円

- ② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
流動資産 689百万円
固定資産 404百万円
資産合計 1,094百万円
流動負債 39百万円
固定負債 －
負債合計 39百万円
純資産合計 1,054百万円

- ③ 会計処理
当該譲渡出資持分の連結上の帳簿価額及び関連する為替換算調整勘定と売却価額の差額を、「関係会社出資金売却益」として特別利益に計上しています。

- (3) 出資持分譲渡した子会社が含まれていた報告セグメント
給水装置事業

- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている出資持分を譲渡した子会社に係る損益の概算

売上高 875百万円
営業利益 △139百万円

(※) 連結上相殺消去前の金額を記載しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,544	流動負債	4,934
現金及び預金	9,834	買掛金	2,653
受取手形	803	電子記録債務	732
売掛金	3,627	未払金	508
電子記録債権	6,466	返金負債	11
有価証券	200	未払費用	154
商品及び製品	7,013	未払法人税等	539
仕掛品	82	預り金	20
原材料及び貯蔵品	1,199	前受収益	1
前払費用	84	流動リース債務	1
その他	231	賞与引当金	269
固定資産	15,605	役員賞与引当金	40
有形固定資産	7,702	固定負債	1,213
建物	1,865	繰延税金負債	709
構築物	28	退職給付引当金	438
機械及び装置	910	固定リース債務	5
車輛及び運搬具	0	その他	60
工具、器具及び備品	173	負債合計	6,148
土地	4,484	純資産の部	
建設仮勘定	238	株主資本	36,660
無形固定資産	593	資本金	3,358
ソフトウェア	393	資本剰余金	3,715
のれん	197	資本準備金	3,711
その他	1	その他資本剰余金	4
投資その他の資産	7,310	利益剰余金	30,529
投資有価証券	5,512	利益準備金	839
関係会社株式	6	その他利益剰余金	29,689
従業員長期貸付金	3	別途積立金	21,000
長期前払費用	65	繰越利益剰余金	8,689
保険積立金	1,650	自己株式	△943
その他	74	評価・換算差額等	2,341
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	2,341
資産合計	45,150	純資産合計	39,001
		負債・純資産合計	45,150

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		31,644
売上原価		21,879
売上総利益		9,764
販売費及び一般管理費		6,586
営業利益		3,178
営業外収益		
受取配当金	132	
受取派遣料	17	
その他	54	204
営業外費用		
為替差損	42	
自己株式取得費用	1	
その他	1	44
経常利益		3,338
特別損失		
減損損失	14	
固定資産除却損	126	
関係会社出資金売却損	336	477
税引前当期純利益		2,861
法人税、住民税及び事業税	850	
法人税等調整額	△13	837
当期純利益		2,023

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	3,358	3,711	－	3,711	839	21,000	7,573	29,413	△312	36,170
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△907	△907		△907
当期純利益							2,023	2,023		2,023
自己株式の取得									△655	△655
自己株式の処分			4	4					24	29
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)										
当期変動額合計	－	－	4	4	－	－	1,116	1,116	△631	489
当 期 末 残 高	3,358	3,711	4	3,715	839	21,000	8,689	30,529	△943	36,660

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,228	2,228	38,399
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△907
当期純利益			2,023
自己株式の取得			△655
自己株式の処分			29
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)	112	112	112
当期変動額合計	112	112	602
当 期 末 残 高	2,341	2,341	39,001

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法 |
| ② 子会社株式・出資金 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法に基づく原価法 |
| ④ 棚卸資産 | |
| ・ 商品、製品、原材料 | 月別総平均法に基づく原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定しております。 |
| ・ 仕掛品 | ロット単位の個別法に基づく原価法
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 建物及び構築物については定率法及び定額法を、そ
の他については定率法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法
に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数について
は、法人税法に規定する方法と同一の基準によってお
ります。また、ソフトウェア（自社利用）について
は、社内における見込利用可能期間（5年）による定
額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度の負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、過去勤務費用は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分額を費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、給水装置製品及び住宅・建築設備製品の製造・販売、当該製品に関連した仕入れ商品の販売を主な事業としており、顧客との間に締結した販売契約に基づき、製品及び商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品及び商品を顧客に引き渡した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しております。なお、製品及び商品の出荷時から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品及び商品の出荷時点で収益を認識しております。取引価格は、期間、対象品目、購入量等を定めた契約条件に基づくりバートや売上割引、販売手数料等の変動対価を考慮して算定しています。また、変動対価については、顧客に支払われると見込まれる対価を返金負債として計上しており、当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件に基づき算出しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

営業循環過程から外れた棚卸資産の収益性低下の見積り

① 当事業年度の計算書類

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
商品及び製品	7,013
仕掛品	82
原材料及び貯蔵品	1,199

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,427百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 6百万円 |
| 短期金銭債務 | 3百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 48百万円 |
| 仕入高 | 702百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 63百万円 |
| 営業外取引による取引高 | |
| 受取派遣料 | 4百万円 |
| その他 | 0百万円 |

(2) 関係会社出資金売却損

当社の関係会社であった前澤給装（南昌）有限公司の持分を2025年1月1日付で全額譲渡したことによるものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	291千株	490千株	20千株	762千株

(注) 自己株式の数の増加及び減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得490千株、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分20千株によるものです。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金・未払賞与	95百万円
役員賞与引当金	12百万円
未払事業税	35百万円
未払社会保険料	14百万円
棚卸資産評価損	10百万円
退職給付引当金	90百万円
株式報酬費用	26百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1百万円
会員権評価損	7百万円
子会社株式評価損	34百万円
減損損失	4百万円
その他	23百万円
繰延税金資産合計	355百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,064百万円
繰延税金負債合計	1,064百万円
繰延税金負債の純額	709百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく、また契約一件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,880円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	96円60銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. その他の注記

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。